

第13号の2様式（第9条関係）

露店等の開設届

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市消防長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 電話</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人の場合は、名称及び代表者)</p> <p>豊橋市火災予防条例第45条の規定により、露店等の開設を届け出ます。</p>			
催しの名称	とよはし夏祭り		
開設場所	豊橋市東松山町23		
開設期間	年 月 日から 年 月 日まで	開設時間	開始 時 分 終了 時 分
開設店数	5	消火器の 設置本数	2
現場責任者氏名	豊橋 太郎 (電話 )		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

各店舗まで歩行距離  
20mに1本となる  
ように設置してくだ  
さい。  
(住宅用消火器は不可)

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 関係図面を添付すること。

## 開催場所案内図

- ※ 消火器の設置場所を記入してください。
- ※ 火気器具の名称、使用する燃料と保管容量を記入してください。

## 火気使用器具・使用燃料・初期消火に係る調査票

小間番号	出店名	火気使用器具	使用燃料	会場保管量	消火器
1					有・無
2					有・無
3					有・無
4					有・無
5					有・無
6					有・無
7					有・無
8					有・無
9					有・無
10					有・無

※ 出店数が複数の場合で図面上に記載できない場合は、この調査票に詳細を記入してください。

※ 記載欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

# 露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。
- 4 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 可搬式発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。



あなたのお店は大丈夫ですか？

次のうち該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

自 主 点 検 表		確認欄
開設場所	開設場所については、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置していません。	
	消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自主防火管理	消火器、水バケツ等の正しい取扱方法等を確認しています。	
消火準備	消火器、水バケツ等を準備しています。	
火気器具等	火気器具等は安定した不燃性の床などの上で使用しています。	
	火気器具等を使用するときは近くに可燃物を置いていません。	
液化石油ガス	LPガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用していません。	
	LPガスボンベは転倒しないよう設置し、火気とおおむね2 m以上離れた位置もしくは不燃材料（12 mm以上の石膏ボード等）で遮蔽した位置に設置しています。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用しています。	
カセットこんろ	カセットこんろを使用する場合は、正しい取扱いをしています。	
まき、炭等	まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施します。	
電気器具	水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。	
	電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。	
	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
可搬式発電機	可搬式発電機の正しい使用方法を確実に理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危険物容器	危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力を抜いて使用します。	
玩具用煙火	玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをしています。	
暖房器具	暖房器具を使用する際には、可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れません。	
	給油は、火を消してから行います。	
放火防止対策等	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰り、露店には存置しません。	
	放火されないために、整理整頓を確実に実施します。	

